

高圧ガス取締法の規定に基づき、高圧ガス保安協会に試験事務を行わせることとした件

昭和六十二年五月十四日

通商産業省告示第百九十八号

高圧ガス取締法(昭和二十六年法律第二百四号)第三十一条の二第一項の規定に基づき、次のように高圧ガス保安協会に試験事務を行わせることとしたので、同法第七十四条の二第一項第二号の規定に基づき、告示する。

- 一 行わせることとした試験事務の範囲 甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験の実施に関する事務の全部
- 二 試験事務の開始の日 昭和六十二年五月六日